

2002年 3月 30 日発行 (隔月刊)

Shinjuku 連 絡 会 Ikebukuro NEWS VOL.28



∞∞∞今号のメニュー∞∞∞

特集／春の要求行動始動！

- 連絡会 春の取り組みへ
- 大田寮問題 連絡会ついに怒る！
- 都区への春の「要望書」全文掲載

活動報告

- 第6次、第7次国会行動たたかう
- 東村山事件 鈴木さん追悼会に参加
- 中央公園ようやく静けさ戻る
- 「ホームレス自立支援法案」の議論の
仕方について (その3) 笠井和明

ザ・清掃監視団

(連絡会の活動紹介VI)

財政報告

4・26 春の国会請願デモ

5・1 第8回新宿メーデーへ

定価100円 (カンパ込み)



路上にも春がやって来た。

路上の春というのは仲間の数が増える季節である。

東京の野宿者数は昨年8月に統計されているだけでも約5700名。その後の半年間だけでも景気はどん底にまで落ち込み、倒産件数は上がり続け、かつ失業率も戦後最悪水準にまで至っているの、野宿者数がたとえ施策の前進などの要因で横ばいであっても、潜在的な野宿者層、すなわち欧米概念でホームレスと呼ばれる人々は急増していると考えの方が自然であろう。

主要なターミナル駅、都立公園、河川敷などで野宿者を見ない場所はないと言われる程、野宿者は都市の中のどこにでもいる存在となった。東京における遊休地というのはそんなにはない関係上、テントなどの集住地はどこも飽和状態となって来ている。三多摩地域の住宅地の中でも住まわざるを得なくなるほど深刻化している事がいみじくも東村山事件で露見された。集住地を固定化させたまま分散し続けているとでも言うのだろうか、この大都市が野宿者を許容する範囲はとうに突破し尽くしていると考えられる。

その現われか、今年に入ってから、爆弾事件（新

宿）、少年による虐殺事件（東村山）、アルミ缶回収をめぐる地域住民との軋轢（台東）、地域苦情による公園の夜間閉鎖（新宿）など「ホームレス」という用語が新聞紙上に上らない時がない。

野宿者の現状は、ある意味では98年以来の危険水域に至っているような感がある。

今年の春は様々な意味において大変な春となりそうである。

もちろん、この状態に行政や民間団体は手をこまねいていた訳ではない。都区の施策は「新たな自立支援システム構築」へと大きく動き始めた。NPOや支援団体も旧来の炊き出しなどの応急的な支援活動から「自立支援」や「地域」などを射程に入れた施設運営やアフターホロー活動が盛んとなっている（私たちが昨年立ち上げた自立生活サポートセンター「舩」も、微力ながらその一助を担っている）。

が、いかんせんその規模は小さく、現状に肉薄するどころか追いついてもない。

私たち新宿連絡会本体も新宿全域の集住地と呼ばれる部分（新宿駅周辺、中央公園、戸山公園など）や主



昨年の第7回新宿メーデー、全部500名の仲間が新宿に結集

要施設内（自立支援センター新宿寮、緊急一時保護センター大田寮）をカバーするのが手一杯の状況であり、包括的な観点はややもすれば薄れてしまいがちである。都区行政もまた同じで、新たな施設設置にばかり目が行き、それだけで手一杯となり、対策体系全体を考える視点が希薄になりつつある。

運動的にもまた、私たちは「ホームレス自立支援法」制定要求という一点突破を試みてはいるものの、政治がまごまごしている中で、法制定後の豊かな運動イメージへの転換が計れずにおり大衆部隊が国会行動に固執せざるを得なくなっている。

これらは、過渡期と言えど過渡期ではあるのであるが、全てが現実には踏みつぶされるような「悲劇」を予感してしまう程に事態は深刻化していると言えるであろう。

もちろん現状に跪いては運動などは出来ない。たとえどんなにとニーズが細分化され拡大していこうとも、私たちは一歩前を見ながら、その困窮の緩和と前進へのニーズに応えるべく運動を進めていかねばならない。

これまた大変な春である。

私たちはもちろん路上の現状に密着した活動を基礎活動とし炊き出しやパトロール、福祉行動、医療相談などをどんなに苦しくとも続けていく事はもちろんであるが、それと同時に政治や行政に関する当面の私たちの要求を早急に「解決」させ、次の段へと駆け登らなければならない状況にある。深刻化する現実こそ

特集・春の要求行動が始動！

んなに待ってはくれない。いくら「路上で支え合いながら頑張ろう」と言ったところで、具体的な展望が見えない中ではそれは自ずと限界がある。

つまり、98年からの自立支援センター要求運動（路上生活者対策の拡充）と、00年からの法制度要求運動（「ホームレス自立支援法」制定）のある程度までの到達を計るべき時期へと来ているという事である。この運動を続ける中で私たちは友軍を獲得するどころかそぎ落としてばかりいるのであるが、そんな状態でも大衆運動は元気よく続けられ、「あと少し」の所まで追いつめている以上、そこへとやはり昇りつめていかねばならないだろう。そして、その「後」の展望、新たな段階を具体的に示して行くステップへと発展していかねばならないと考えるのである。

私たちの手法がたとえ新宿の一地域限定の声であり、深刻化している野宿者の現状の中で、さまざまな揺戻しがあったとしても、それに構っているゆとりなどは私たちにはない。新宿で始まった私たちの運動という河は海へと解放していかなければならないのである。停滞して干上がっては元も子もないのである。

大変なれども、私たちはこの春、当面の要求の最終局面を獲得する春とすべく運動を進めて行く。すなわち『路上生活者対策の拡充』『「ホームレス自立支援法」制定』という二大要求を具体化させる春である。桜の花びらを愛でる春ではなく、花が散った後に実を結ぶ桜の木を愛でる確実な春である。

3月29日から5・1メーデーまでの春期前半行動、そして6月国会会期末までの春期後半行動の中で私たちは、仲間の未来への希望をつかみ取り、そして生きべき方角を勝ち取る決意です。



国会前では昨年6月から毎月仲間が声を出し続けている

連絡会ついに怒る！

都区の新たな施設=緊急一時保護センター・大田寮
の事業内容が混迷。寮の内外に矛盾を強要！

大田寮の仲間がついに立ち上がり、施設長と交渉に突入！

連絡会、都区への「要望書」を提出、交渉に入る。

前号でも報告した通り、都区の新たな施設=緊急一時保護センター・大田寮の入寮状況および、入寮後の相談体制の不備などが明白になってきました。

不慣れかつ、職員もまともに確保していない民間団体に相談体制を委託した事により、入寮後1週間目からの「相談」という予定が大幅にずれ込み、入寮後4週間目にして初めて相談があるという事態になっています。また、アセスメント(処遇の決定)が終わっても、「自立支援センターの待機待ち」という形で待たされ続ける、しかも大田寮がどのような位置づけの施設かすら説明もせずに、ただ寮の中に宿泊させ、「食っちゃ寝」の生活を強要する。回転がすこぶる悪い結果、入寮希望者は路上に多く待機させられ、また、寮に入る抽選も新宿では最高8倍という狭き門になる。

せっかく作られた施設がまさに「宝の持ち腐れ」状態になっていくのを看過できず、3月、新宿連絡会、池袋連絡会は入寮者と密接な連携を取りながら得意の寮内闘争に着手。寮の中での自治権を確保せんとチラシをまくなどの行動を重ね、12日には施設長と寮生有志の「交渉」に入りました。施設長に「現状は満足していない」との言質を引き出し、具体的改善の約束をさせました。

これに呼応しながら、新宿連絡会、池袋連絡会は連名で「要望書」を3月14,15日と都区に相次いで提出、これをもとに4月から本格的な交渉に入る事となりました。

寮の内外をつらぬいて、大田寮をまともな寮(当初の計画通りの寮)にさせるための取り組みが継続されています。大田寮の問題は「路上生活者対策」体系の不十分性にあると私たちは考えています。

よりよい「対策」をめざし都区へのたたかいを前進していきたいと考えます。



渚の大田寮は未だ工事中、果たしてどのような施設になるか？

東京都福祉局連絡調整担当部長 殿

2002年3月14日15

日

特別区人事厚生事務組合 厚生部長 殿

路上生活者対策事業運営協議会 殿

「路上生活者対策」の拡充に関する要望書

新宿野宿労働者の生活・就労保障を求める連絡会議（新宿連絡会）

池袋野宿者連絡会

連絡先・台東区日本堤1-25-11山谷労働者福祉会館気付

090-3818-3450（笠井）

平素から「路上生活者対策」の推進にご尽力頂き感謝しております。昨年末からの緊急一時保護センター・大田寮の設置、そして本年3月の自立支援センター墨田寮の開設と、着実に「ホームレス白書」にもとづく今年度事業が前進している事は大変心強く思います。

今後とも自立支援センター渋谷寮の新設、グループホーム事業の開始を早急に実施し、更なる「対策」の前進に資するよう重ねて要望致します。

さて、自立支援センター開設から1年と4ヶ月、緊急一時保護センター開設から3ヶ月が経ち、ようやく「ホームレス白書」にもとづく「一貫した、社会復帰・自立支援システム」が試みられる段となりました。私たちがステップアップ方式による社会復帰、自立支援システムを高く評価し、期待をもって本事業が成功されるよう、昨年7月27日付『今後の「路上生活者対策」推進に関する要望書』の提案、保証人提供民間事業体の立ち上げ、各寮受付など「対策」情報の路上生活者への提供、寮の外部からの面会、相談事業などを行なってきました。

が、全体として施設設置などハード面の整備が進む一方、ソフト面においては、私たちが危惧した通り、現在かなりの混乱が生じていると判断せざるを得ません。グループホーム事業など未実施な施策もあり、「完成」されたシステムではないという事を差し置いても、肝心の入り口部分（緊急一時保護センター）から自立支援センターへとステップアップさせる実務すら効率的に行えないようでは、先が危ぶまれます。

私たちは「路上生活者対策」をより当事者のニーズに則し、当事者が活用しやすく、より効果的、効率的に行えるようにするため様々な建設的な要望、提言を今回再びさせていただきます。

私たちが路上生活者対策に関して特段に注意をしている点は、当事者が「利用しやすいか、否か」という点、そして、事業が当事者の自立に「役に立つか、たたないか」という点にあります。

この観点からこれまでの事業を評価するなれば、大田寮から自立支援センターへのステップアップ方式による新たな自立支援システムは、まだまだ「利用しにくく」かつ「役に立つ部分は制限されている」と評価せざるを得ません。その観点から改善の要望を以下の5点に絞り提言したいと存じます。

1) 緊急一時保護センター入寮方法の改善と利用対象者選別の厳守について

一般的に言って、特定の事業やサービスを受けに路上から福祉事務所などの窓口から自ら赴く時には、おのずからそのサービスへの「理解」を伴い、かつ「期待」を持ってそこへ赴きます。とりわけ路上生活者をしながら自立を願う人々にとってみれば尚更の事です。現行の路上生活者対策が自立支援センターへの入所希望者（就労意欲のある人々）も原則的には緊急一時保護センター経由でステップアップしなければならない関係上、緊急一時保護センターへの入所受付日に自立への意欲と新たなサービスに期待を持った人々が殺到するのはやむを得ない事態と言えると考えます。新宿区などは自らが持つ入所枠と希望者の数との比率が大きくかけ離れる区においては、「抽選」という入所方法で希望者を選別せざるを得ない状況が続いています。他方、台東区など、ややもすれば野宿を固定化させる質をもった「法外援護」、「高齢者特別就労事業」が無計画に垂れ流されている（山谷対策）地域、区においては、路上生活者対策と山谷対策の区別と関連がはっきりせず、利用者にもそれを説明できない状況下で、相対的に路上生活者対策諸事業に対しての需要は少ない（過去の統計などを見ても）状況となっています。施策上の混乱を起因としながらいわゆる「東西格差」が端的に顕現されている現状ですが、全体として緊急一時保護センターに対して需要があるという事は、その事業に対する「理解」「期待」があると解釈すべきであり、順番としては、「理解」ある人々を優先的に入寮させるというのは、事業の円滑な運用の観点からも当然の措置であると私たちは考えます。緊急一時保護センターが強制的に入寮させるという性格の施設ではなく、社会復帰・自立支援システムの入り口という位置づけであり、自己申告による入寮がベースとなる以上、尚更です。需要がある区の路上生活者が、23区の「悪しき平等主義」（需要という観点を無視した概数調査による機械的な平等主義）による各区当初「枠割り」により、他の区の入寮希望者よりも長く路上で待機させられ、また結果的に需要のない区に回らなくてはならないという入り口の設定はかなり無理があるという事がこの間の各区の入寮状況を見ても明らかだろうと考えます。もちろん私たちは都区共同の事業である以上、各区の枠を一律にとつばえと主張する訳ではありません。需要および利用実績、他施策（山谷対策）との重複度合などを勘案し、入寮希望者の期待にある程度まで応えられるよう、再度入り口枠を各区の実績や実情を考慮しながら見直し、かつ柔軟な調整が可能のように改善すべきと考えます。「対策」の重要な入口部分においては、需要に則さない機械的な枠な分配、もしくは（上野一時保護所のような）「早いもの順」などという偶然性に託すのではなく、各区の実情に合わせた入寮の仕方と、調整の仕方を混乱のないよう改善すべきです。

また、福祉事務所によっては「事業実施細目」に反し、明確に生活保護該当者と思われる者を緊急一時保護センターに入寮させ、保護施設の代替施設として活用している例が目立ちます。各区枠の順守がこのように本来的に用途以外で達成されている事態は看過できません。各区において、新たな自立支援システムに対

する利用対象者の振り分けを厳格に行い、かつ現在の需要を調査し、それにもとづき毎月の利用者数の確定と、中長期的にわたる需要の掘り起こしを計画するくらいの「路上生活者対策」への理解と発想が必要かと思われまふ。大田寮の空きがあるからと利用対象者以外の者をとにかく入所させるという安易な考え方に立つべきではありません。保護決定するまでの間の「待機施設」という言い訳を該当区はしているようですが、これなどは「事業実施細目」の拡大解釈以外に他ならず、路上生活者対策の無理解と言う他ありません。私たちが指摘するまでもなく生活保護対象者についての居宅保護推進対策は平成6年の都区検討会「福祉対策を中心とする緊急対策と中長期対策」で明記されているものであり、それに基づき、緊急一時保護センターを利用することなく進めていくべきであり、保護決定までの「待機者」は本来業務の中でのいわゆる「法外宿泊」で対処すべきです。保護を決定するか否かは各福祉事務所窓口の管轄であり、その業務の一部を緊急一時保護センター内の相談業務に肩代わりさせる姿勢は断固戒めるべきであろうと考えます。

2) 緊急一時保護センター内相談体制の再確立と自立支援センター各区枠の撤廃について

緊急一時保護センターのアセスメントを終了したものの内、現在46%前後の人々が自立支援センターに入所している通り、路上生活者の人々の就労意欲と自立支援策への期待度は高いものとなっています。この期待度の高さの認定を数値上では間違えた（設計ミス）としか考えられない初期設定の計画のもとで現在実務は進んでおり、緊急一時保護センター内でのアセスの「待機待ち」、アセス後の自立支援センター入所「待機待ち」と、入り口施設段階において入寮者の希望に即さない運用が強行されています。大田寮の施設長も利用者との「交渉」（3月12日）において「（回転について）徐々に改善されてはいるものの、決して満足できる状態ではない」と明言しており、いわゆる「糞詰まり」状況は深刻な事態へと至っています。それが十全な相談を実施した結果の「待機待ち」というのならまだしも、相談体制と相談実務は私たちが要望してきた充実したものとは遠くかけ離れ、かつ「事業実施細目」の業務項目から見ても「粗雑」と言わざるを得ないようなものに成り下がっています。「細目」に予定されている入寮後の一週間目における生活相談すらなく、3週間目、4週間目になって始めて1回目相談が入る、相談があったとしても自ら進んで相談にさへ行けないものとなっており、利用者の側からは強い不満の声があがっています。相談体制の充実は火急の課題だと考えます。委託した民間団体が職員を確保できないというのなら、東京都や福祉事務所から職員を出向させてでも改善すべきです。相談が円滑にいかないこと（回転が悪いこと）を主たる原因として、各区の募集人員も回を重ねる毎に少なくなり、多くの入所希望者もまた路上での「待機待ち」をさせられています。これを放置しておけば、路上生活者の固定化、そして当事者からする行政不信感の増幅と悪循環の構造がまん延してしまうと予想されます。

もとより「走りながら考える」（前東京都福祉局連絡担当部長中村氏の談）質をもった路上生活者対策があるので、設計ミスなども含めて躍起する事は予想の範囲であると考えますが、問題はそれを是正しようとする意志が希薄でかつ、是正の対応が極めて遅い事にあると考えます。

また、緊急一時保護センターから自立支援センターへとアセスされる比率は、各区の緊急一時保護センタ

一枠と比例をすると考えるのが不自然で、様々な各区事情などによってまだら模様になる筈です。けれども、何故だか未だに自立支援センターの各区枠が存在し、かつ指定された自立支援センター以外は基本的に利用できないとされています。これでは尚更回転が悪くなるだけです。昨年11月の路上生活者対策事業運営協議会で確定された「自立支援センターの利用方法について」は、その是正の第一歩なのでしょうが、緊急事態（在所率の低下×三ヶ月）への対応レベルでしかなく全体の回転率をあげるには至っていません。

まずは、自立支援センターの各区枠は全廃し、かつ、各区が指定された施設以外の利用も積極的に認めるようにすべきです。東にある台東寮、墨田寮は規模が大きく、西にある新宿寮、豊島寮は比較すれば規模が小さい。しかし、東は山谷対策と路上生活者対策が二重化している区が多く、路上生活者対策への期待度、需要が少ない。この矛盾を解消する手段を早急に持つべきだろうと考えます。

大田寮で「細目」通りの相談体制の再確立をはかり、相談「待機待ち」を減少させ、かつ自立支援センターへの転寮を制度的によりスムーズにしていく事により転寮「待機待ち」を減少させる事、この事を中心に、より効率的に使える施設へと緊急一時保護センター・大田寮を改善すべきであります。

3) 自立支援センターの事業内容の改善に関して

もちろんそれらを是正した程度で「対策」全体の回転率の悪さの大幅な改善は期待できません。なにしろ計算上は需要に応えるだけの枠数を自立支援センターが有していないからです。が、だからと言って、期待している人々のニーズをむやみに制限する訳にもいきません。入り口を狭め、制限する事は路上生活者対策の推進にとってみれば対策の後退であり、路上生活者の現状を固定化させるだけの結果にしかありません。入り口に即した（すなわち今年度については、月に一回300名の利用対象者を入寮させるという前提に立ち、計画的に路上生活者を減少させる）システムを再構築していかなければならないと考えます。もちろんその場合、今後緊急一時保護センターの増設と歩調をあわせながら、自立支援センターを更に増設させる事も視野に入れなければならないと考えます。たとえ遅れている渋谷寮が来年度に設置されたとしても自立支援センター5カ所の全体枠が400名前後ならば、増え続ける緊急一時保護センターからの需要に間に合いません。早急に自立支援センターの増枠を計画する必要があると考えます。私たちは国の法整備を見通しながら、来年度以降の事業計画を見直す事、その計画の中で、一貫したシステムをすべて備えた恒久的な路上生活者対策施設を実験的にでも一ヶ所設置するよう提案したいと思います。

もちろん当面は現在の枠内で自立支援事業を推進しなければならない訳ですので、現下の当面の課題は、いかに自立支援センターでの回転率を高くするかという点であります。

私たちはこの一年有余行われて来た自立支援センター内における自立支援事業は個別台東寮を除けば、おおむね順当に行われて来たと高く評価しております。とりわけ職安OBによる就職相談員による指導は頼もしいものがあり、就職率は今時の不況下の中においても驚異的とも言える数値を表しています。利用者の意欲と事業主体側の意欲が有効にマッチしていると判断できるだろうと考えます。

私たちは、緊急一時保護センターで就職活動以外の諸問題は既に解消ないしは解消へのプログラミングが

特集・春の要求行動が始動！

終わって、自立支援センターに入所した者は住民登録を済ませ、すぐにでも就職活動に就ける者と判断します。この条件が整わない事には自立支援センターの事業も効果的に進まず、結果回転も遅くなります。

この前提に立つならば、求職期間は利用開始後8週間内で可能かと考えられますし、もし8週間を過ぎても就職が未決定者の者は、グループホーム事業、もしくは保護施設などで生活保護を一時的にでも適用し、長期の就職活動に専念させるべきでしょう。この事を全体のシステムの中で明確にすべきと考えます。「実施要綱」でいえば、第9の2項を厳格に判定し運用していくとの事となります。

更に通勤での就職決定者に対し、かつての暫定自立支援事業と同じよう特入厚宿泊所への転居を勧め将来的に都営住宅への入居を視野に入れられる選択肢を確立すべきと考えます。すでに「実施細目」にあっては「宿泊所・公営住宅への入居手続き等に関する支援」は住宅相談員の業務内容として確立しているのですから、あとは政策的に就職決定者が入居できる宿泊所・公営住宅を確保するだけの話であります。一口に通勤での就職決定者と言っても、個々においては、就労形態が不安定であったり、賃金もまたかなりの差が出ています。これらの条件を勘案せずに一律、就職決定後最長2ヶ月の内に退所、転宅、自立というプログラムを強いる事にはかなりの無理があると考えます。その事が就職決定率に比して自立率が低くなっている大きな原因ではないのでしょうか。就職決定後からの「自立」までへのゴールラインをもっと多岐にわたり作る必要があると考えます。もちろん、通勤しながら社会生活を訓練していく、金銭管理を指導していくなどの面はあるでしょうが、実際のところ、就職決定後の生活相談はほとんど行われていません。就職決定後、どのくらいの期間目標で、どのような地域で、どのような居住形態で就労自立を目標とするのかについて利用者と真摯に話しあう場が必要かと考えます。その目標さえ確認されるのなら、なにも自立支援センター内から通勤せずともその目標の実現は可能かと考えます。もちろん当初の期間内で貯蓄をして民間住宅に転居したいと考える利用者には旧来通りのプログラムを維持し、他方、初給料を貰った段階ですぐにでも転居したいと望むものには、転居費用をすべて貸し付けるなどの新たな制度を設ける、また、低賃金、不安定故に宿泊所・公営住宅など低家賃住宅に入居して生活を建て直したいと考える利用者にはそれらの宿泊所への転居を勧める、社会復帰に向けての訓練などが必要な利用者にはグループホーム事業を勧める、また、それ以外でも通勤施設をたとえばアパートを借り上げ家賃補助を一定期間行いながら運営するなどの新たな住宅確保システム構築も必要かと考えます。就職決定後の出口問題は民間賃貸住宅市場に任せるという発想から脱却し、より政策的に考えていかなければならない大きな課題であると考えます。

自立支援プログラムについては、就職決定後の住宅確保策をいかに多岐にわたり作りだして行くのかを重点的に考え、現行の制度をその観点から改善していかなければならないと考えます。その結果として、全体のシステムをより効率的に回転させていくべきです。

4) グループホーム事業について

新年度からグループホーム事業が開始されるとの事ですが、この事業に関しては、昨年7月27日付『今後の「路上生活者対策」推進に関する要望書』において展開した通り、自立支援センターからの就労未決定者

に限定する事なく、「半福祉、半就労」自立スタイルの確立を大きな目標に掲げて頂きたく存じます。以下、『要望書』を再掲します。

『また、自立支援センターで就労に結びつかなかった人々や、パート・アルバイト的な収入の少ない仕事しか見つからなかった人々などは、共同生活の中で自立をめざそうとするグループホームでの支援という形をもつべきだろうと考えます。まずは、グループホームをそのように位置付け、各地に複数設置する方向性を確立して頂きたいと存じます。こちら自立の仕方は、能力に応じての仕事をやりながら、収入不足を福祉援助や年金支給などで補いながら地域社会の中での自立を目指すという方向性を持つべきでしょう。生活保護から（主要には病気をきっかけに）半福祉、半就労での地域社会の中での自立というコースは保護施設などで指導していますが、自立支援事業から半福祉、半就労での地域社会の中での自立というコースは今の所ありません。自立支援センターは成功するか失敗するかの二者択一でしかありませんし、福祉事務所も失敗した人々の生保での救済をやらうともしません。全面的な保護か、全面的な就労自立かしかの選択肢がない状態では、自ずから「出口」の地点でその他の人々は再び路上へと振り落とされてしまいます。とりわけ比較的高齢でフルタイムでの就労が困難な（かつ生活保護の対象にならないような）人々を取りこぼすようなら自立支援事業は本来の意味で成立していかないと思います。また、自力での就労確保が困難な人々に対しては限定的にも公的就労を提供するなど特別の手当てが必要かと考えます。自立支援関連施設のメンテナンスや周辺の清掃、食堂などでのアルバイト等、何らかの手段で雇用が確保される方策を考え出して行く必要があると考えます。』

5) 各施設や各実施機関などの連携について

生活保護適用にせよ、緊急一時保護センターにせよ、自立支援センターにせよ、またこれから出来るグループホーム事業にせよ、これらは一貫した路上生活者対策の体系の中で行われているという事を福祉事務所や施設運営主体や委託先事業はもっと自覚をすべきであろうと考えます。緊急一時保護センターの相談業務が遅滞し充実していないのは委託先の人員不足と見通しの甘さが原因とも言われています。これは一委託先個別の問題ですが、その事によって全体の路上生活者対策の推進もまた遅滞する関係にあります。同じように福祉事務所が生活保護対象者を大田寮に保護施設の代替施設として利用する。これもまた福祉事務所の個別の事情や体制の問題ですが、これによって全体の路上生活者対策の推進が遅れたり、混乱したりする。しかも、実施主体たる特厚や東京都は事業への全体的視点を持たずに、個別の問題を寛大に容認し、放置し続けている。これでは言葉にいう「一貫した自立支援システム」などは絵に書いた餅にしかならず、せっかく作った諸施設も効率的に運用すら出来ないでしょう。「走りながら考える」とは「見切り発車で転倒する」とは違います。路上生活者対策が停滞するということは、路上生活者の現状が固定化されてしまうという事であり、諸問題が路上生活者自身や地域住民に一方的に押し付けられてしまうという結果にしかありません。言うまでもないと思いますが、その事を是非とも自覚しながら今後の事業を積極的推進して頂きた

いと存じます。

東京都にあつては、まず福祉局生活福祉課の管轄の生活保護行政部門、山谷対策課部門の山谷対策部門、これと路上生活者対策との統合、整理、連携を積極的に進めるべきだろうと考えます。そして、福祉局のみならず住宅、就労、保険・医療分野ともより一層連携し、縦割り行政と批判されないよう総合的対策をまずは都庁内で構築すべきと考えます。少なくとも「東京のホームレス」発表後、連携の部分においての前進は具体的に認められません。

特別区にあつては、生活保護基準や入所基準がバラバラであったり、区外保護を認めるとか認めないで「喧嘩」しているとか、自立支援センター設置を区長が意識的に遅らせるとか、そういう下らない縄張り意識を払拭し、共同の社会問題に協力しながら対処していくという立場にもっと立つべきだと考えます。

特人厚にあつては、特別区より共同処理され施設を管理し相談実務を実施（委託）する立場から、事業が「実施要綱」「実施細目」通りに運用されていない事実を覆い隠すのではなく、また、「実施要項」「実施細目」を勝手に解釈する事なく、「実施要項」「実施細目」通りに運営されているかどうかを常にチェック、指導し、また改善点があるならば路上生活者対策事業運営協議会において、その実態を明確にし、早急に改善する立場に立つべきであると考えます。

また、路上生活者対策事業運営協議会にあつては、各部門がより連携しながら問題点を洗い出し、事業の円滑な推進を早急に計るべきです。

私たちは路上生活者の立場から、そして路上生活者対策事業利用者の立場から、事業の効率的な運用が更に計れるよう提言をしています。社会が解決していかなばならない「ホームレス問題」である以上、社会の構成員たる私たちも民間支援団体の立場で積極的に事業を監視し、また改善への申し入れをしていく所存です。「ホームレスの自立支援策法案」が各政党内においても重要な政策課題として取り上げられている今日、国、公共地方団体、民間団体が連携し、社会が一体となりながら路上生活者の自立支援を行い、何らかの「失敗」があろうとも、もう一度人生をやり直し出来る社会を構築する事が私たちの目標でもあります。そして、そのためにも全国の中でも先駆的な試みを行っている東京都の路上生活者対策が内容的に後退するという局面は避けていきたいのです。私たちの提案を今後の「路上生活者対策」推進のためのひとつの素材にしたいと存じます。ご検討の上、施策に反映されれば幸いです。

以上

活動報告

春も元気に国会へ！宗男問題何のその。第6次、第7次キャンペーンたたかう！

東村山で虐殺された鈴木さんの追悼集会、考える会に参加してきました。

中央公園にも静けさ戻る。炊き出しなど日常活動フル回転

◇国会行動◇

2月19日から22日、3月25日から29日と「ホームレス自立支援法」の早期制定を求める第6次、第7次全都キャンペーンが行われました。

民主党鳩山党首は1月29日戸山公園を視察した後、2月6日の本会議代表質問にてホームレス対策について質問、小泉首相は「今後とも地域の実情をふまえつつNPOとも連携を計りながらホームレス対策の推進に努めてまいります」と前向きな答弁を引きだしました。これを受け、与党「ワーキングチーム」も通常国会内での「自立支援法」（もちろんのこと、強制排除を前提としたものではない）制定に基本的に合意、民主党案をベースに法案内容についての活発な議論が開始されました。見通しでは早期に与党案を取りまとめ、その案を基に民主党など野党と協議に入り、全会派合意での制定をはかる予定だったそうです。

が、周知の通り国会は2月に入り外務省問題を発端に急変、田中外相の更迭、内閣支持率の急落、鈴木宗男疑惑、加藤紘一疑惑の中で与野党ガチンコ状態。来年度予算は通過したものの、未だ政局不安が続いています。

けれども、国会がどうなろうとも法案を求めている私たちが要求の声を出すのを止める訳にはいきません。2月22日、3月29日は、新宿、池袋、三多摩などの仲間は再び100名規模の部隊で国会前に登場。「早くしてくれ！」「宗男問題のとばっちりはお免だ！」「国会議員はちゃんと仕事をしろ！」と大きな声をあげてきました。道行く人々の反応は良いのですが、なにせ国民感情との「ズレ」がある永田町の人々ですから、もっともっと声を出し続けていかねばならないようです。

4月には久しぶりの国会請願デモも行います。とにかく法案制定の日まで頑張るつもりです。

◇東村山事件◇

1月25日、地元の中学生らによって撲殺された鈴木邦男さんを追悼し、問題の根幹を考えていこうという動きが三多摩地域、東村山市で広がっています。

2月11日には地元の元市議の方が呼びかけとなり、現場での追悼行動が200名もの方々の参加で実現しました。新宿、池袋などから野宿の仲間も参加し、市民と合同で鈴木さんの死を悼みました。

また、3月9日には「三多摩野宿者人権ネットワーク」などが主催する「考える集い」が東村山市内で開催され、130名もの市民がかけつけ、再発防止のための真剣な議論が交わされました。

私たちも三多摩地区の仲間と今後より連携しながら、野宿の仲間がむやみに殺されない社会をめざして頑張りたいと思います。

◇日常活動◇

中央公園で爆弾被害にあった仲間は未だ闘病中ですが、身体的には順調に快復しております。中央公園ではイタズラ爆発物を仕掛けようとした中学生が補導されていますが、爆弾事件は未だ解決していません。不安はあるものの、それでもようやく平静に戻った仲間達は、自主的に見回りをしながら日々の生活を送っています。中央公園での炊出しも予定通り継続し、800名近い食事を提供しています。



「ホームレス自立支援法案」の 議論の仕方について その3

笠井和明



ホームレス自立支援法に関する論議の中で、主に西の方から聞こえてくる疑問の声は「(法案は) 自立支援センター事業を後押しするものでしかない」「不十分な現状の野宿者対策が合法化される」「生活保護法を全国一律に適正に運用させるべきだ」などなどの声である。

大阪の自立支援センターでの自立率は「全体の1割程度」であると言う。私は大阪での自立支援センターの内情を詳しく知る立場にある者ではないが、「評判は芳しくなく」「あまりうまくは行っていない」との風説はたびたび聞いて来た。

このようにあまりうまくは行っていない事業を新法が「後押し」し「対策の不十分さ」が合法化されるとすれば確かに疑念の声があがっても不思議ではないであろう。

けれども実際上問題なのは、大阪市など地方自治体が行っている自立支援事業の「不十分さ」にあるのではないのか。

うまく行っていないから「やめちまえ」と言うのか、うまく行っていないからこそ「効果的」に行えるようにと、建設的議論をしたり、民間で出来る様々な関連事業を行ったりしようと言うのでは大きく違う。また、生活保護を適正に運用させようとする事と自立支援事業を進めようと言う事は相反するものではなく、自立支援事業を後押しする法律が出来たからと生活保護法が廃止される訳でもない。

生活保護法にも「自立の助長」は謳われており、また、今回の法論議でも基本は「自立の支援」である。「保護」と「支援」という差異はあるものの、それぞれの法が「適正」にかつ「十分」に機能していけば、良いのではないのか。

つまり、法があろうがなかろうが「適正」に運用されているのか、「十分」に機能しているのかという点

は常に問われるのである。だからこそ私たちの立場から言えば法が出来る事が最終目的ではなく、その法の運用が「適正」かつ「十分」に働くよう、監視し、批判し、提言し、交渉し、部分的に協力し、と言う側面が重要であり、その事の結果こそが最終目的となるのである。

もし、自立支援事業がうまくいっていないから「やめちまえ」、その代わりに生活保護法によって総ての野宿者を保護すべきだ、と主張しているのであれば、これはまさしく暴論と言えるだろう。誰でも彼でも都市貧民を(生活保護施設である)厚生施設に「ぶち込んだ」戦後史を見る限り、生活保護法だって「集中的・効率的に野宿者を収容」しただけじゃないかと言いたくなる。

だから、問題なのは、いかに「素晴らしい」法であろうとも、いかに「不十分な」法であろうとも、それをいかに当事者のニーズに即して運用させていくのかなのである。

こういう立場に立つならば、「ホームレス自立支援法」を制定させることに一体何の問題があらうか。まったく摩訶不思議と言うしかない。

地方自治体の「対策」や「自立支援事業」、はてまた生活保護運用が「不十分」かつ「適正」でないのであれば、それを変革・改善させる立場に私たちは立つべきであるし、その際の武器に法律がなるのであれば、その制定を(内容も含め)求め、それを利用していけば良いだけの話である。

「不十分な現状の野宿者対策が合法化される」かどうかは、まさに私たちの力量にかかっているのである。その事と自立支援法制定の問題を「ごっちゃ」にしている限り、その議論は客観的、傍観者的な議論と言うしかないだろう。

ただ見てるだけ？いやいやそうではありません。

ザ・清掃監視団

連絡会の活動紹介⑥



特別清掃の朝、テントは指定された場所に移動

東京都は特別清掃が大好きである。

「特別清掃」と聞いて「あああれか」とすぐに解る方はかなりの路上趣味者。一般にはあまり知られてはいないのだが、都立公園や都の管轄地にテントを構えている方にとってはもはや「日常語」。テントの人などは通称「撤去」「山狩り」などという刺激的な表現を使う場合が多い。

新宿界限で「戸山公園明日撤去なんだよ」と聞けば、意味が解らない人などは「追い出されてしまうのか、気の毒に」などと勘違いをなされるが、そうではなく、「明日、特別清掃」があるというだけの話である。

さて「特別清掃」とは何かと言えば、読んで字のごとし特別な清掃という意味であるが、何が特別かと言えば、テント生活者に「居住地」にある物資等の一時的移動を要請し、掃除を行うから特別なのであるそうだ。人が生活しているとおいそれとは出来ない樹木の伐採を行ったり、テントで被われてしまっている大地にお日さまを当てたりする、また、居なくなってしまったテントの生活物資を運び出し、保管したり廃棄したりしなければならないなどが、公式の理由となっているようだが、本当の動機は「……」。

まあ、理由はともあれ、追い立てられるのではなく

一時的にテントや物資を移動し、またテントを張りなおせるので、戸山公園で生活する人々は「面倒くさいなあ」と言いながらも特別清掃に協力している。

月に一度の戸山公園（大久保地区）、年に4度の戸山公園（箱根山地区）の「特別清掃」には、連絡会も欠かさず出席、公園管理事務所の所長さんや、新宿土木部の職員さんや、新宿署のおまわりさんが「行き過ぎた事」や「無理な注文」をしないよう、同行して監視をしている。まあ、実際は戸山公園は他の都立公園と比較しても自治がしっかりしており大変秩序ある公園なので、そんな事はなく、職員や戸山公園の仲間とおしゃべりしながら歩いているだけの観はあるが…。

それでも昼間なので一人ひとりの顔が見え、いろいろな話もできるので、この監視行動、夜のパトロールを補完する意味もある。また、「誰がどうした」など、管理者との情報交換もできるので「特別清掃」、動機はともあれまあ良いのかも知れない…。



そろそろ歩いて清掃パトロール

特別清掃監視団交渉スタッフ募集！

戸山公園近隣の方で昼間月に一度動ける方、公園の人々と仲良くなりたい方はいつでもどうぞ。

新宿連絡会会計報告（2002年1月～2月期速報）

冬季はどうにか乗り切れました。引き続きの財政支援宜しくお願い致します。

この冬は財政支援の他、衣類、米などの物資もたくさん頂いております。改めて冬季カンパへのお礼を申し上げます。皆さまの御声援、御支援に応えるべく連絡会では今年の春も様々な取り組みを予定しています。今後もそれ相応の出費が必要ですので、引き続きの御支援、御協力宜しくお願い致します。

収入)		支出)	
		①炊出し事業費	¥109,273
		②医療活動事業費	¥28,029
		③パトロール関連費	¥30,848
		④活動関連費	¥129,320
		⑤福祉面会関連費	¥28,931
		⑥自立支援事業費	¥0
		⑦教宣活動関連費	¥142,215
		⑧事務費	¥215,253
		⑨越冬事業費	¥70,459
		⑩池袋関連事業費	¥62,705
		⑪雑費	¥2,100
		⑫次期繰越金	¥1,114,125
①炊出し部門寄付	¥53,125		
②活動部門寄付	¥15,625		
③越冬部門寄付	¥57,815		
④通信部門寄付	¥10,125		
⑤その他寄付	¥154,835		
⑥前期繰越金	¥1,641,733		
合計)	¥1,933,258	合計)	¥1,933,258

路上文芸総合雑誌

露宿

17号好評

発売中！

p38 B5版 500円



「露宿」は、路上の仲間達に表現の場を提供している雑誌です。路上の喜怒哀楽が雑誌という形で詰まっています。マスコミや支援者の通い一遍の「言葉」に飽きた方は、是非ご購入を！

購読申し込み方法

郵便振替用紙（00160-6-190947ろじゅく編集室）に定期購読もしくは継続購読とお書きになり、住所、氏名を明記の上送金して下さい（発行ごとに郵送します）。尚、郵便振替の他、切手での受け付けもしております。FAX、メールにても注文承り中。

路上文芸総合雑誌「露宿（ROJUKU）」（隔月刊）

〒170-0014 東京都豊島区池袋 1-14-5-13

TEL/FAX 03-3981-6746/090-3818-3450（笠井）

Eメール・rojuku@d9.dion.ne.jp

URL・http://www.d9.dion.ne.jp/~rojuku/

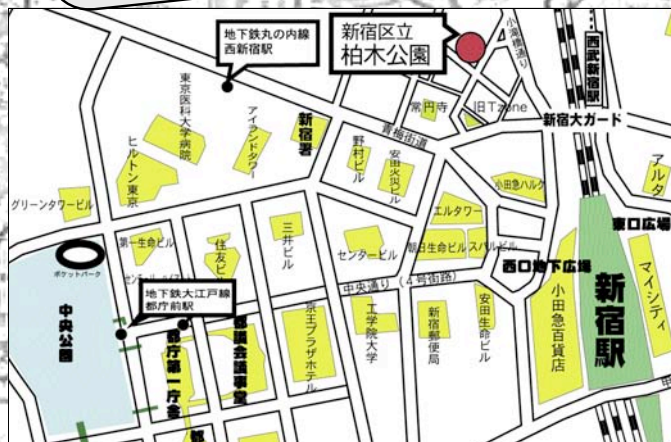
郵便振替口座 00160-6-190947 加入者名「ろじゅく編集室」

春の国会請願でも

2002年4月26日(金) 午前10時 新宿区役所前集合
午前11時30分 社会文化会館前より国会要請行動
(請願デモ、衆・参議面前集会など)

第8回新宿めーでい

2002年5月1日(水) 新宿区柏木公園(新宿駅西口徒歩5分)
正午よりメーデー集会
午後1時 都庁へのデモ出発
午後1時30分 代表团による東京都福祉局との交渉



新緑の風に仲間の声をのせて、国会へ都庁へと我ら自然体のままに街を闊歩しよう。

声をひそめて生きてこても、そこに希望がある訳ない。役所仕事は愛想もない。議員先生も度量もない。おまけに仕事も屋根もない。

何かしなけりゃ泥沼人生。のたれ死にはひきかた、とにかく騒ごう。とにかくデモろう。俺らが社会から忘れられぬためにも。希望はきっといつかあるから。

Shinjuku & Ikebukuro 連絡会NEWS/VOL.28

2002年 3月30日発行(隔月刊) 定価100円

編集・発行 新宿野宿労働者の生活・就労保障を求める連絡会議(新宿連絡会)&池袋野宿者連絡会

〒111-0021東京都台東区日本堤1-25-11山谷労働者福祉会館2F

電話・FAX 03-3876-7073もしくは090-3818-3450(笠井)

カンパ金送付先・郵便振替口座00170-1-723682「新宿連絡会」

メール・shinjuku@tokyohomeless.com http://www.tokyohomeless.com

編集協力・ろじゅく編集室 東京都 豊島区池袋1-14-5-13 http://www.d9.dion.ne.jp/~rojuku/